住宅改造助成事業(特別型)利用の手引き

『西宮市人生いきいき住宅改造助成事業』 西宮市介護保険課(高齢) 0798-35-3048 西宮市生活支援課(障害) 0798-35-3157

令和2年4月改定

1. 事業の概要

- 1-(1) はじめに【P. 2】
- 1-(2) 助成を受けるための条件·留意事項【P. 2~5】
- 1-(3) 助成額と助成率 【P. 6】
- 2. 申請窓口と相談から助成金交付までの流れ

受付フローチャート 【P. 7】

2-(1) ①市介護保険課(高齢) 給付・適正化チーム 【P. 9】

介護保険の要支援認定又は要介護認定を受けた被保険者

- ②市生活支援課(障害) 支援第1·2·3·4チーム【P. 10】
 - 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている者・児

3. 助成対象工事

3-(1) 工事箇所毎の助成対象工事 【P. 11~18】

4. 必要書類

- 4-(1) 相談の際に必要な書類 【P. 19】
- 4-(2) 申請の際に必要な書類 【P. 19~20】
- 4-(3) 助成金請求の際に必要な書類 【P. 21~22】
- 5. 図面作成例 【P. 23~24】
- 6. 写真撮影例 [P. 25~33]

西宮市役所 健康福祉局 福祉部 介護保険課(高齢)

TEL: 0798-35-3048

FAX: 0798-34-2372

西宮市役所 健康福祉局 生活支援部 生活支援課(障害)

TEL: 0798-35- 3157

FAX: 0798-35-5304

事業の概要

1-(1) はじめに

西宮市介護保険課・生活支援課は、市民の方が要支援・要介護高齢者及び障害者等に対応した既存居宅の改造を行う際に、介護保険又は障害者の日常生活用具給付等事業による住宅改修(以後、住宅改修という。)の支給対象となる 20 万円を超える工事にかかる経費に対して助成をします。(以後、住宅改造助成事業、又は住宅改造という。)

助成対象限度額は住宅改修限度額(20万円×世帯員で要支援・要介護認定を受けた人数)と合わせて 100万円です。

なお、この「住宅改造助成事業(特別型)利用の手引き」は、本市の考え方をお知らせするもので、他の市町と取り扱いが異なる場合もあります。

1-(2) 助成を受けるための条件・留意事項

条件 住宅改造の助成を受けるためには、以下の条件を備えている必要があります。

- ① 現に西宮市に居住する世帯で、住民基本台帳の規定により西宮市の住民として登録していること。
- ② その世帯に、ア). 介護保険の要支援認定又は要介護認定を受けた被保険者か、イ). 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている者・児童がいること。
 - ※ ア). 申請及び完了の届出を頂く時点で認定が有効であること。
 - ※ イ). 住まいの改良相談員が、手帳内容及び身体状況等の調査を行い、当該工事が助 成対象かどうかを判断します。
- ③ 世帯の生計中心者の前年収入(所得)が、次に示す額以下であること。 (1月~6月の申請の場合は、前々年収入)

■ 給与収入のみの場合ま 8,000,000 円(収入)■ 給与収入のみ以外の場合ま 6,000,000 円(所得)

留意事項 住宅改造の助成を受けるためには、以下の留意事項にご注意ください。

◆ 介護保険等の住宅改修をはじめて行おうとする際に、一体的に申請すること

原則、住宅改造助成事業は初回の介護保険又は障害者の日常生活用具給付等事業による住宅改修と 一体的に実施し、住宅改修の限度額を超える部分を補助するものです。対象者が既に一度でも住宅改修 を行っている場合、住宅改修支給限度額に残額の有無にかかわらず、住宅改造の助成を受けることはで きません。

(例外:介護保険の3段階リセット「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合は、再度、住宅 改修費を20万円まで支給可能。 ⇒ 再度、住宅改造の助成を認める場合があります。)

※ 介護保険で認められている転居リセットは、住宅改造には適用されません。

◆ 世帯ではじめての住宅改造助成事業の利用であること

原則、当該事業の助成を受けた対象世帯は、再度当該事業の助成を受けることはできません。

同一世帯に要支援認定又は要介護認定を受けた被保険者が複数いる場合、助成対象限度額は要支援 認定又は要介護認定を受けた被保険者全員の住宅改修費と合わせて 100 万円です。

◆ <u>必ず着工前に申請し、決定が下りてから契約の上着工すること</u>

既に行われた工事に対して助成することは不可

申請前に、市職員が自宅に訪問します。

住宅改修の「居宅介護(介護予防)住宅改修費事前申請承認通知書」と、住宅改造の「西宮市人生いきいき住宅改造助成事業住宅改造等工事実施決定通知書」の両方が申請者等の自宅に届いてから契約・着工してください。

決定が下りるまでに契約および着工の事実を確認すれば、申請を取り消します。

◆ 現在居住している既存の住宅の改造であること

住宅の建替えや、新築住宅を購入される場合は助成対象になりません。

既に身体状況に何らかの支障がある場合には、その時点でそれに対応したバリアフリー化がなされている住宅を選択することが可能なことから、現在居住している既存住宅のみを助成対象としています。

◆ 現在、自宅で生活していること

原則、対象者が病院や施設等に入院・入所中は利用できません。

ただし、退院・退所日に合わせて工事を行う場合は、申請書に「退院・退所ができなかった場合には助成対象外となることを承諾する」旨の念書を添付することを条件とし、申請を受理します。

※ 原則、助成金の支払いは、対象者が退院・退所したことを市が確認してからになります。トラブルを避けるために、退院・退所日が具体的に決まってから申請してください。

◆ 所有者の同意が得られていること

賃貸住宅の場合は、所有者の承諾が必要です。

※ 原状回復工事は、自己負担となります。

◆ 建築確認

建築物の延べ面積を増加させる工事を行う場合は、建築確認が必要かどうかを市建築指導課(0798-35-3705)等、関係部署へ事前に確認してください。

◆ 簡易耐震診断について

平成 28 年度より、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された戸建て住宅において、耐震診断が助成要件になっています。耐震診断の実施にあたっては簡易耐震診断推進事業(建築指導課担当)がご利用頂けます。

住宅改造助成事業と簡易耐震診断推進事業の両事業を併用頂くと、簡易耐震診断の費用の一部が助成となる場合があります。助成額は住宅の構造と、住宅改造の助成率に基づいて決定いたします。

なお、既に耐震診断を受けている住戸については、結果の提出をお願いしています。

◆ 現在の身体状況に応じた工事

助成対象となるのは、既存住宅の現に日常生活に支障のある箇所を、現在の高齢者・障害者等の個々の身体状況に応じて改造する工事のみで、将来のことを見越して行う改造工事は対象外になり自己負担となります。

◆ 工事内容の変更

申請書類提出後又は決定通知書到着後に工事内容・金額等に変更が生じた場合は、着工している場合は中断し、必ず、市担当者に連絡してください。その後、速やかに変更届と必要書類を提出し、変更内容に沿った助成額の決定を待ってください。

変更の内容によっては、助成額は当初の決定通知書の額から変わる場合があります。

助成金は、あくまで、全ての助成対象工事が当初の申請内容通りに行われた場合に、決定通知書通りに 支払われるものです。変更の連絡なく完工した場合、助成の対象にならない場合があります。

また、変更箇所の工事着工前の状態を市が確認できていない場合や工事着工前の写真が申請の添付書類として提出できない場合等、助成対象となりません。

◆ 対象者の状況が変わった場合等

現場調査以降に対象者の状態が変わった場合には、市担当者へ取り急ぎご連絡ください。

住宅改造助成事業は、対象者が、現在の自宅の日常生活に支障のある箇所を、その身体状況に応じて改造する工事にかかる費用を助成するものです。よって、工事を行っても対象者がそれを利用できない事情が発生した際は、その時点で、当該工事を中断し、既往の工事にかかる経費のみを助成の対象とします。浴室や便所などを撤去してしまっている場合は、最低限使用できる状態まで継続し、その部分にかかる経費のみを助成の対象とします。

対象者の状態が変わり、工事内容を変更する必要が生じた場合には、再度現場調査を行い、改めて助成額を決定します。

◆ 原則、公営住宅は助成対象外

公営住宅の改造については、模様替えまたは増築が禁止されているため、原則として住宅改造の助成対象にはなりません。ただし、特別型については、以下の①かつ③、または、②かつ③を満たす場合に限り、助成の対象となります。

- ①事業主体の承認を得て設置・改修する設備であり、原状回復が容易なもので、退去等の際に入居者により原状回復すること(手すりの設置等)
- ②事業主体の承認を得て設置・改修する設備であり、原状回復義務が免除されていること (浴槽の取り替え等)
- ③住まいの改良相談員が緊急性、必要性を認める改造であること ⇒詳しくは、介護保険課又は生活支援課までお問い合わせください。

◆ 年度末までに手続きを完了すること

申請・決定した工事について、必ず当該年度末(3月末)までに助成金請求の手続きを行ってください。年度末までに手続きが完了しなければ、申請を取り下げていただきます。工事が完了しましたら、速やかに手続きをしてください。なお、着工した上で取り下げられた工事については、次年度に改めて申請いただいたとしても助成金をお支払できません。

※ 以上の留意事項が守られず、工事内容が助成対象とならなかった場合等、その際に生じる施工主と 施工業者との間のトラブル等について、西宮市は一切責任を負いませんので、ご了承ください。

1-(3) 助成額と助成率

「助成対象経費(住宅改修費含む)」と「助成対象限度額(100万円)」を比較し、少ない方の額から「世帯の住宅 改修限度額(世帯員で要支援・要介護認定を受けた人数×20万円)」を減じて得た額を助成基準額とし、当該 助成基準額に助成率を乗じて得た額を助成額とします。

□ 助成率 世帯の生計中心者の課税状況によって、以下のように決まります。

	助成率	簡易耐震診断助成額 (木造/非木造)
生計中心者が生活保護受給世帯	3/3	3, 150 円/6, 350 円
市民税非課税世帯	9/10	3,000円/6,000円
所得税非課税で市民税均等割のみ課税世帯	9/10	3,000円/6,000円
所得税非課税で市民税所得割及び均等割課税世帯	2/3	2,000円/4,000円
所得税課税でその税額が7万円以下の世帯	1/2	2,000円/4,000円
所得税課税でその税額が7万円を超える世帯	1/3	1,000円/2,000円

[※] この助成率は住宅改造にのみ適用されます。

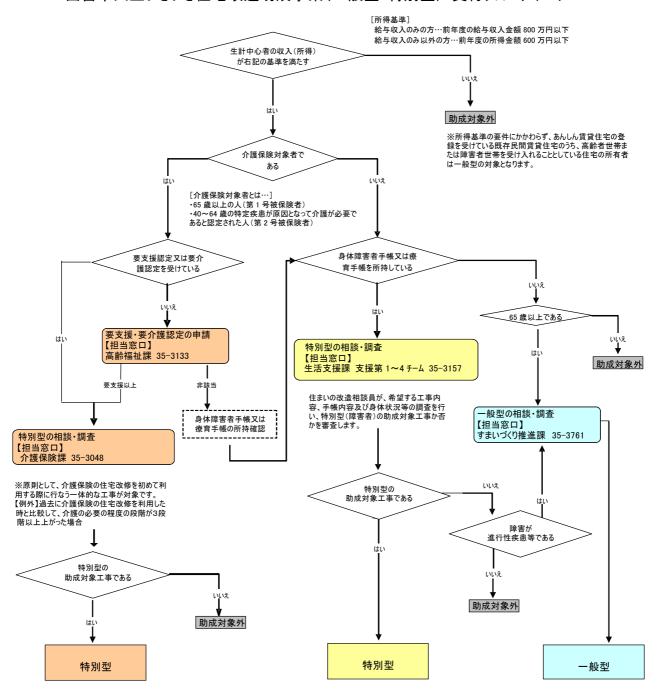
介護保険住宅改修費は、1割~3割負担(介護保険負担割合証に基づく)です。

※ 生計中心者とは…

原則として、対象者の属する住民票に記載の世帯構成員のうち、もっとも所得のある方です。ただし、世帯分離している場合、または住民票上の住所が異なる場合も、同一家屋に居住する場合は、構成員とみなします。また、同一世帯に属していない配偶者又は子でも、対象者を所得税法や地方税法に規定する控除対象配偶者又は扶養親族としている場合は、当該配偶者又は子も世帯構成員とみなして生計中心者を認定します。健康保険の加入状況、税法上の扶養の有無、対象者の収入状況等の実態を把握し、決定します。

2. 申請窓口と相談から助成金交付までの流れ

西宮市人生いきいき住宅改造助成事業(一般型・特別型) 受付フローチャート



2-(1) ①介護保険課(高齢)

介護保険の要支援認定又は要介護認定を受けた被保険者がいる世帯

申請の受付窓口は、介護保険課

Tel:0798-35-3048

⇒ [P. 9]^

なお、介護保険による住宅改修の申請の受付窓口も、介護保険課(Tal: 0798-35-3048)になりますが、 住宅改造助成事業とは別に申請する必要があります。

2-(1) ②生活支援課(障害) 支援第1・2・3・4チーム

身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている者・児がいる世帯

申請の受付窓口は、生活支援課 支援第1・2・3・4チーム

Tel:0798-35-3157

⇒ [P. 10]^

現場調査終了後、<u>住宅改造等工事実施決定通知書</u>の送付までには、内訳(見積)書や図面の手直し等があるため、少なくとも 2~3 週間程度はかかります。

住宅改修の「居宅介護(介護予防)住宅改修費事前申請承認通知書」と、住宅改造の「西宮市人生いきいき住宅改造助成事業住宅改造等工事実施決定通知書」の両方が申請者等の自宅に届いてから着工してください。 決定が下りるまでに着工の事実を確認すれば、申請を取り消します。

その際に施工主と施工業者との間にトラブル等が生じても、西宮市は一切責任を負いませんので、ご了承ください。

※ 決定通知書は申請者に送るものですので、施工業者には送りません。申請者から施工業者に連絡を入れてください。

相談から助成金交付までの流れ

①介護保険課(高齢) 給付・適正化チーム(11:0798-35-3048)

相談

申請をご希望の場合は、まずケアマネジャー又は地域包括支援センター職員(以後、ケアマネジャー等)に相談してください。

相談を受けたケアマネジャー等は、対象者が助成条件を満たしている事を確認後、工事内容の アドバイスをお願いします。

介護保険課に必要な情報をご提出いただきましたら、現場調査の日程を設定します。

□ 必ず、着工前に相談してください。

- □ ケアマネジャーと契約していない場合は、居宅介護支援 事業所又は地域包括支援センターにご相談ください。
- □ ケアマネジャー等は介護認定の有無、収入の要件などを 可能な範囲でご確認ください。
- □ 施工業者は内訳(見積)書(仮)、平面図(施工前・後)、をご 用意いただき、介護保険課にご提出ください。

現場調査

市職員が対象者住宅に訪問し、工事内容の確認や、改造のアドバイスと制度についての説明等を行います。

※ 対象者、ケアマネジャー等、施工業者の同席が必要となります。

- □ 申請に必要な書類は訪問の際に、市職員が持参し、署 名、捺印いただいたものを持ち帰らせていただきます。
- □ ケアマネジャー等の印鑑が必要となりますのでご用意く ださい。

申請から 助成額決定



申請書・添付書類等を揃えて、住宅改修の申請書と同時に介護保険課にご提出後、審査の上、助成額を決定し、申請者宛てに住宅改修事前申請承認通知書とともに住宅改造等工事実施決定通知書を発送します。

□ 内訳(見積)書については、市担当者と市使用欄のチェック などの調整後、施工業者の社印、代表者印を押印してくだ さい。

□ 決定通知書到着前に着工した場合は、全て助成対象外に なります。

□ <u>申請した工事内容を一部でも変更する場合は、必ず、当該</u> 工事に着工する前に連絡してください。(【P. 4】 留意事項 「工事内容の変更」参照)

工事完了



工事の終了後、完了写真を介護保険課に提出 してください。

市職員が対象者自宅に訪問し、助成対象の工事が申請通りに完了しているかを確認させていただきます。完了調査後、完了の書類をご提出ください。

- □ 完了の書類として、契約書の写し、請求書の写し、施工後写真が必要になります。(※ 詳しくは【P. 21~22】「助成金請求の際に必要な書類」参照)
- □ 工事に不備がある場合は、完了確認をする前に 施工業 者に申し出てください。
- □ 工事に関するトラブルは、西宮市では一切責任を負い ません。

助成金交付



工事完了の書類をご提出いただき、確認後、助成金を直接、市から施工業者にお支払いします。

相談から助成金交付までの流れ

②生活支援課(障害) 支援第1・2・3・4チーム(12:0798-35-3157)

相談

工事内容が決まったら、市生活支援課ま でご相談ください。 □ 必ず、着工前に相談してください。

現場調査



- ・市職員が自宅に訪問し、工事が助成対象になるかどうかの判断や、改造のアドバイスと制度についての説明を行います。
- 申請書類の説明等を行います。
- ※ 施工業者の同席をお願いします。

申請から 助成額決定



申請書・添付書類等が揃えば、審査の 上、助成額を決定し、申請者宛てに<u>住宅</u> 改造等工事実施決定通知書を送ります。 決定通知書が到着後、業者に連絡し、工 事に着工してください。

工事完了



工事の終了後、完了写真を生活支援課 に提出してください。

職員が自宅に訪問し、助成対象の工事が 申請通りに完了しているかを確認します。

助成金交付



工事の完了が確認できれば、助成金を 直接、市から施工業者に支払います。

- □ 内訳(見積)書・平面図(改造前と改造後)が必要になります。
- □ 申請書等は訪問の際に、市職員が持参します。
- □ 必要書類:申請書、内訳(見積)書、平面図、生計中心者 の所得を証明する書類、家屋の所有者を証明する書類あ るいは家主の工事承諾書など(※ 詳しくは【P. 19】「申 請の際に必要な書類」参照)
- □ 決定通知書到着前に着工した工事は、全て助成対象外になります。
- □ 申請した工事内容を一部でも変更する場合は、必ず、当 該工事に着工する前に連絡してください。(【P. 4】 留意 事項「工事内容の変更」参照)
- □ 工事が完了したら、完了写真を生活支援課に提出して下 さい。完了確認のために自宅に伺います。
- □ 住宅改造等工事完了届、助成金受領についての委任 状、助成金請求書が必要になります。(※ 詳しくは【P. 21~22】「助成金請求の際に必要な書類」参照)
- □ 工事に不備がある場合は、完了確認をする前に 施工業者に申し出てください。
- □ 工事に関するトラブルは、西宮市では一切責任を負い ません。

3. 助成対象工事

3-(1)工事箇所毎の助成対象工事

住宅改造助成事業では、現在居住している既存住宅の、現に日常生活に支障のある箇所を、現在の高齢者・ 障害者等の個々の身体状況に応じて改造する工事のみを助成対象としています。将来のことを見越して行う 改造工事・単に古くなったものを新しく取り替える工事は対象外になり、自己負担となります。また、対象者の実際の日常生活に即した工事箇所の改造工事のみを助成対象としており、対象者が使用しない箇所の工事は、 全て対象外となります。

下記に改造工事で想定される主なもの例示します。

助成対象工事かどうかは、市職員が自宅を訪問し、現在の対象者の個々の身体状況(ADL※注)・自宅の状況、対象者の利用の可能性、改造工事を行うことによってみられる日常生活の向上等を総合的に判断して決定します。全ての対象者が一律に下記の改造工事が助成対象となるものではありません。また下記以外の工事も、個々の状況によって助成対象となる場合があります。

また、介護保険の特定福祉用具購入等、他の簡易・安価な方法で改善できる可能性がある場合は、そちらを優先すべく、住宅改造助成事業の助成対象にならない場合があります。

※ 注 ADL とは、日常生活を送るための基本的な動作のことを指します。

工事箇所毎の助成対象工事

箇 所	工事内容	助成可能となる例	制限・注意事項
	浴槽の交換	(またぎを低くする) 〇 人工骨頭置換手術等をうけ下肢に可動域制限域があり、縁をまたげない (浴槽を広くする) 〇 入浴が全介助で、介助者が浴槽への出入りを行っているが、浴槽が狭いために介助浴が困難である	■ 浴槽跨ぎの高さに制限は無いが、現状で45 cmより高く、改造後に35~45 cmを標準の高さとする。助成対象となる高さは、対象者の ADL から判断する。(跨ぎの高さは浴室入口を段差解消した状態での値) ■ 同時に、洗い場の段差解消も検討すること。
浴 室	洗い場の 段差解消	○ 下肢筋力の低下等により、浴 室への出入りに危険が伴う	■ 他の簡易な方法による段差解消(すのこ等の設置や敷居の撤去)の可能性と対象者の ADL を重視する。■ 可能な限り段差解消すること。
	間口の拡張	○ 車イス利用者で、現状の間口 を通ることが困難である	■ 間口幅(有効幅)が現状で65 cm未満の ものを、改造後に65 cm以上確保した場 合は助成対象となる。 ※洗面所出入り口は75 cm 未満のもの を75 cm以上確保した場合を助成対象 とする。 ※有効開口幅とは、建具を開放したと きに実際に通過できる幅員のこと。 ■ 同時に、敷居の撤去も行うこと。

箇 所	工事内容	助成可能となる例	制限・注意事項
浴	扉の交換	○ 下肢筋力の低下等により、浴室への出入りに危険が伴う (開口幅(有効幅)の拡幅や、段差解消を伴わない、扉の交換だけの工事は助成対象外)	■ 間口幅(有効幅)が現状で 65cm 未満のものを、改造後に65cm以上確保した場合は助成対象となる。 ■ 改造後に引戸または折戸にすることが望ましい。(ユニットバスの場合必須) ■ 同時に、可能な限りの敷居の撤去を行うこと。
室	シャワーの新 設	○ 上肢の障害(両手とも)で水を 汲むことが全く出来ず、介助者 がいない○ 失禁があり、拭き取り等で介護 者に重い負担がかかっている	■ 助成対象かどうかは、介助者の有無・ 生活上の必要性等から総合的に判断 する。
	手すりの設置	○ 下肢筋力の低下等により、浴 室・浴槽等への出入りに危険 が伴う	■ 本人の ADL に合わせたもの・本数を設 置すること。

くユニットバスの設置について>

一般仕様のユニットバスについては個々の身体状況に応じたものではなく、特別型の趣旨に合致していないも のであり、原則認められません。

ただし、改造工事後に以下の条件(兵庫県の基準)を全て満たす場合に、ユニットバスの設置を助成対象とします。

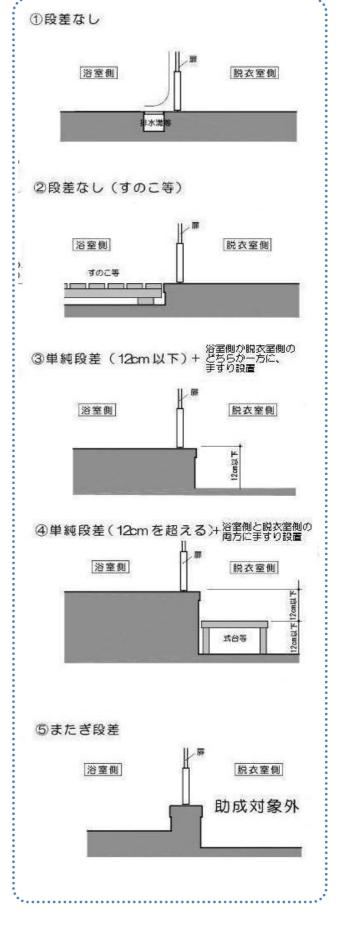
- ① 身体状況・改造箇所の現状から、総合的に浴室を改造することが必要と判断されること。
- ② 浴室出入口が段差解消されていること。
- ③ 浴室出入口の開口幅(有効開口幅)が 65cm以上確保されていること。 ※有効開口幅とは、建具を解放したときに実際に通過できる幅員を示す。
- 4 中折戸あるいは引戸であること。
- ⑤ 浴槽及び洗い場に手すりが設置されていること。
- ⑥ 洗い場の床面から浴槽の縁の上端までの高さは35~45cmであること。
- ⑦ サーモスタット式混合栓、レバー式水栓であること。

・特別型の対象となるのは、段差解消・扉交換・手すり設置等のバリアフリーにかかる部分のみとなることから、 工事内容毎に適切な按分をしてください。

※ 可能な限りの段差解消とは

「洗い場の段差解消」やユニットバス助成条件の「②浴室出入口が段差解消されていること。」等の段差解消について、原則、改造後にフラットになることが助成条件ですが、構造や配管の問題等から全くの段差解消をすることが難しい場合、構造上可能な限りの段差解消を行い、改造後の段差が原則として、12cm以下の単純段差であり、その段差が現状以下になるものは助成対象とします。なお、段差が全く解消されたわけではないので、浴室出入りのための手すりを設置することを助成の条件とします。

現場調査の際に、住まいの改良相談員等、市建築 関係職種職員が同行する場合があります。



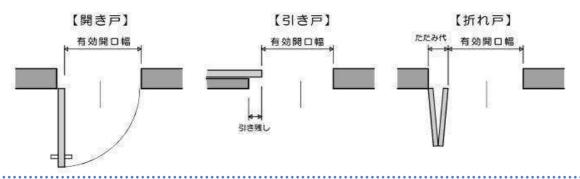
【建具の開口寸法】

『関ロ幅の確保のための間仕切り壁改修』については、下表の必要有効関ロ幅以上を確保できる場合にのみ助成対象とする。

必要有効開口幅【mm】

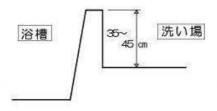
浴室	洗面所	便所	玄関	居室
650	750	750	750	750

有効開口幅とは、建具を開放したときに実際に通過できる幅員をいう。 ただし、建具を操作するための取っ手の突出寸法は除外してもよい。



浴槽またぎ高さ

浴槽の取り換えを行う場合は、原則下図で示すまたぎ寸法とすること。

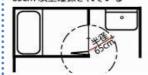


浴室出入口の有効開口幅

脱衣室から浴室出入口の動線が 65cm 以上確保されていること。

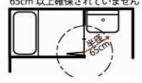
助成対象工事

浴室出入口の有効開口幅が 65cm 以上確保されている



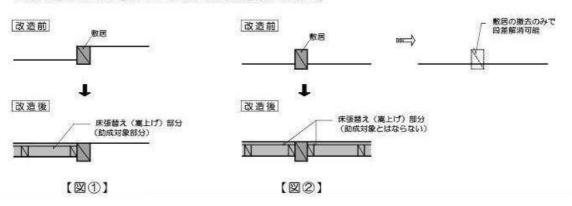
助成対象工事になりません

浴室出入口の有効開口幅が 65cm 以上確保されていません



【床の段差解消】

『段差解消のための床の張り替え』とは、下図の①のような場合を助成対象としており ②のように敷居のみを撤去・補修すれば段差解消が行えるにもかかわらず、全面的に床 を張り替えるもの等については、助成の対象としない。



箇 所	工事内容	助成可能となる例	制限・注意事項
	和式から洋式 便器へ変更	○ 下肢筋力低下等により、和式 便器での座位がとれない	■ 尿意・便意があり、おむつ等に完全に は頼らず、トイレで用を足せること
	間口の拡張	○ 車イス利用者で、現状の間口 を通ることが困難である	■ 間口幅(有効幅)が現状で75cm未満のものを、改造後に75cm以上確保した場合は助成対象となる。 ■ 同時に、敷居の撤去も行うこと。
	扉の交換	○ 下肢筋力の低下等により、トイレへの出入りに危険が伴う (可能な限りの段差解消を伴わない、扉の交換だけの工事は助成対象外)	 原則、敷居の撤去に伴う扉の交換は対象外。 間口幅(有効幅)が現状で 75cm 未満のものを、改造後に75cm以上確保した場合は助成対象となる。 改造後に引戸または折戸にすることが望ましい。 同時に、可能な限りの敷居の撤去を行うこと。
便	ウォシュレットの 新設置	○ 上肢の障害(両手とも)で、拭き 取りが全く出来ず、介助者がい ない	■ 身体障害者手帳や介護認定、調査訪問の際に障害の状況が確認できること。 ■ 助成対象かどうかは、介助者の有無・生活上の必要性等から総合的に判断する。
	男性用便器と 女性用便器の 一体化/手洗 器の撤去	○ 車イス利用者で、現状のままでは車イスの入るスペースが確保できない	■ 間口が狭い場合は、車イスで通れるように、間口の拡張、扉変更、段差解消も同時に進めること。
	手すりの設置	○ 下肢筋力の低下等により、トイレへの出入りに危険が伴う	■ 本人の ADL に合わせたもの・本数を設 置すること。
	トイレ床面の段差解消	○ 下肢筋力の低下等により、トイレへの出入りに危険が伴う	■ 他の簡易な方法による段差解消(敷居 の撤去等)の可能性と対象者のADLを 重視する。
	洋式便器の 高さ調整	○ 下肢の障害等により、深くしゃがむことが出来ない(高さ変更のための、洋式→洋式の便器交換は、原則助成対象外)	 ■ 便器の下に板などを挟み高さを調整すること。 ■ 高さ変更のための、洋式→洋式の便器交換は、補高便座(介護保険の特定福祉用具購入)等で対応できるため、住宅改造の助成対象とはならない。

[※] トイレの改造工事を助成対象とする場合、対象者に尿意・便意があり、おむつ等に完全には頼らず、 トイレで用を足せることが条件となります。

箇 所	工事内容	助成可能となる例	制限・注意事項
	上り框部分の 踏み台設置	○ 下肢筋力の低下等により、玄 関上り框部分の段差を越える のに危険が伴う	■ 同時に、手すりの設置を行うこと。
玄	スロープの 設置 【固定のもの に限る】	○ 車イス利用者で、外出する際 に玄関部分の段差が越えられ ない	 可動のスロープ、段差解消機(特定福祉用具購入)等の他の方法による可能性を重視する。 スロープの長さは、安全のため、高さの 9~12 倍程度が必要。 外出の可能性も含めて判断する。
関	扉の交換	○ 車イス利用者で、現状の間口 を通ることが困難である	■ 間口幅(有効幅)が現状で 75cm 未満のものを、改造後に75cm以上確保した場合は助成対象となる。 ■ 同時に、敷居の撤去も行うこと。 ■ 改造後に引戸か折戸への交換を検討すること。 ■ 身体障害者手帳や介護認定、調査訪問の際に障害の状況が確認できること。 ■ 助成対象かどうかは、介助者の有無・生活上の必要性等から総合的に判断する。
	手すりの設置	○ 下肢筋力の低下等により、玄 関の出入りに危険が伴う	■ 本人の ADL に合わせたもの・本数を設 置すること。

※ 玄関とは

道路から敷地に入った所(**道路部分は含まれません。**)から、玄関扉を入って土間(上がり框に至るまでの部分)までを指します。

※ マンション等の共用部分

原則、<u>住宅改造助成事業(特別型)の対象外です</u>。玄関扉より外の通路やベランダ等への助成は出来ません。 共用部分に関しては、市すまいづくり推進課の住宅改造助成事業『共用型』で対応してください。原則、21 戸以 上の分譲共同住宅が助成対象です。詳しくは、すまいづくり推進課(Tel: 0798-35-3761)までお問合せく ださい。

※ 勝手口の取り扱い

勝手口を日常の玄関口として利用している場合は、「玄関」箇所として助成対象となります。(対象者が、主に 出入りしている場所を玄関として考えます。)また、勝手口を日常の玄関口として利用していない場合でも、生 活上の必要性等から総合的に判断し、勝手口部分を工事箇所として助成対象になることもあります。

箇 所	工事内容	助成可能となる例	制限・注意事項
廊下。階	段差解消	○ 車イス利用者で、段差を越える ことが困難である	 ■ 他の簡易な方法(三角板の設置【必ず 固定する事】等)による段差解消の可 能性を重視する。 ■ 階段昇降機については介護保険の福 祉用具貸与で対応できるため、要支 援・要介護認定者の場合は住宅改造 の助成対象とはならない。
段	手すりの設置	○ 下肢筋力の低下等により、廊 下・階段の移動に危険が伴う	■ 本人の ADL に合わせたもの・本数を設置すること。 ■ 2 階部分、階段、外部への手すりの設置は、対象者の利用の可能性も含めて判断する。

※ 廊下の手すりとは

単に、廊下を移動するためだけに利用する手すりを廊下の手すりとします。

(例) 廊下を移動するための手すり ⇒ 廊下 廊下側に設置予定の洗面所に出入りするための手すり ⇒ 洗面所

※ 廊下の段差も、廊下の手すりと同様に、単に、廊下を移動する際にある段差を指します。他の部屋と廊下 の境にある段差は、他の部屋の段差とみなします。

箇 所	工事内容	助成可能となる例	制限・注意事項
	和室をフロー リングに変更	○ 車イス利用者で、現在、居室が 畳等のため、移動に支障があ る	■ 同時に、廊下等と接続する部分との段 差解消を可能な限り行うこと。(廊下の 高さに合わせて施工すること。)
居室・台所	敷居の撤去	○ 下肢筋力の低下等により、廊下等への移動に危険が伴う○ 車イス利用者で、移動の際、敷居の段差が障害になる	 原則、敷居の撤去に伴う扉の交換は対象外。 敷居の撤去、敷居部分の補修と扉の継足しまでが対象となる。 他の段差解消箇所との整合性を重視する。 ⇒ 事例2 P. 33を参照 原則、1 部屋につき 1 箇所のみが助成対象となる。
	間口の拡張	○ 車イス利用者で、現状の間口 を通ることが困難である	■ 間口幅(有効幅)を改造後に車イスで 通れる幅を確保すること。■ 同時に、敷居の撤去も行うこと。■ 同時に、引戸か折戸への交換を検討 すること。

箇 所	工事内容	助成可能となる例	制限・注意事項				
	手すりの設置	〇下肢筋力の低下等により、居 室・台所・ベランダ等への移動 に危険が伴う	■本人の ADL に合わせたもの・本数を設置すること。				
居室・台所	扉の交換	○ 上下肢筋力の低下等により、 既存の居室・台所の扉が重く、 開閉することが困難である (単に、古い既存の扉を新しいもの に交換するものは、助成対象外)	 ■ 改造後に、引戸または折戸にすることが望ましい。 ■ 可能な限りの敷居の撤去を同時に行うこと。 ■ 出入りに必要な、最小限の箇所に限られる。 ■ 現場調査の際に、開閉することが困難な状況が確認できること。 ■ 助成対象かどうかは、生活上の必要性等から総合的に判断する。 				
その	ドアノブの交換 水栓レバーの交 換	○ リウマチ等の上肢の障害(両 手とも)で、ドアノブ・水栓レバ ーを回すことが全く出来ない	■ 身体障害者手帳や介護認定、調査訪問の際に障害の状況が確認できること。 ■ 助成対象かどうかは、生活上の必要性等から総合的に判断する。 (例) 台所の水栓の交換 対象者が家事を全くしない場合は、助成対象外。				
他	その他、対象者のADLに応じた工事で、現に日常生活に支障のある箇所を、現在の高齢者・障害者等の個々の身体状況に応じて改造する工事があれば、その都度ご相談ください。						
障害者	上記の工事内容は、主に高齢者のための改造工事で想定されるものの例示です。 日常生活用具給付等事業による住宅改修と一体的に実施される改造工事の場合、市生活支援 課職員が自宅を訪問し、現在の対象者の個々の身体状況・自宅の状況、対象者の利用の可能 性、改造工事を行うことによってみられる日常生活の向上等を総合的に判断して、助成対象か否 かを判断します。上記以外の工事も、個々の状況によって助成対象となる場合があります。						

- ※ スロープ・三角板・踏み台等で<u>可動のものは住宅改造では対象外</u>となりますので、<u>必ず、ビス等で固定して</u> ください。
- ※ 原則、トイレ・玄関・居室は、対象者の実際の日常生活に即し、利用の可能性等から、主に利用している必要最小限の1ヶ所に限られ、2ヶ所以上を住宅改造助成事業の対象とすることは出来ません。
- ※ 不明な点は、介護保険課(高齢)又は生活支援課(障害)に相談してください。

4. 必要書類

4-(1)相談の際に必要な書類

□1. 内訳(見積)書(仮):

市所定様式の内訳(見積)書(諸経費・消費税込)が必要です。 内訳(見積)書は市ホームページ(アドレス http://www.nishi.or.jp/)からダウンロードできます。 〈ダウンロード方法〉

- ①西宮市のホームページを開き、トップページ上部に表示されている『健康・福祉』をクリックする。
- ②『高齢者福祉』をクリックする。
- ③『高齢者の福祉(西宮市人生いきいき住宅改造助成事業)』をクリックする。
- ④画面の最下部の『住宅改造助成事業(特別型)助成対象工事費内訳(見積)書』をクリックする。
 - ※パソコンを使って作成するエクセル版と手書き作成用のPDF版の2種類を用意していますので、お好きな方をダウンロードしてお使いください。

当てはまる工事箇所に材料名称、単価、個数などを入力していただきます。相談時につきましては、市使用欄のチェック、施工業者欄の社印、代表者印の押印は必要ありません。

※詳細については、別紙、「西宮市人生いきいき住宅改造助成事業(特別型)助成対象工事費内訳(見積書について」を参照

□2. 施工前、施工後の平面図(仮)

⇒ 【P. 31~32】を参照

※工事予定箇所だけでなく、対象者の動線となる箇所は平面図に記載してください。

4-(2)申請の際に必要な書類

□3. 申請書: 現場調査時に市職員が持参します。対象者の氏名・住所等の署名、捺印が必要です。また、 資格審査に必要な情報(税務情報、介護認定情報、身体障害者手帳・療育手帳の取得状 況及び施工する家屋情報)の調査に受諾して頂く必要があるため、調査受諾欄の署名、捺 印も必要です。

□4. 所有者の工事承諾書(持家の場合は除く。)

・民間の借家にお住まいの方 : 所有者からの住宅改造等工事承諾書 ・市・県などが管理する住宅 : 管理者の発行する工事許可書の写し

※公営住宅にお住まいの方は、原則、この助成制度の対象外となります。

⇒ 留意事項 P. 5を参照

□5. 内訳(見積)書

相談時に提出していただいた内訳(見積)書をもとに、完成させてください。市担当者と市使用欄などを調整のうえ、施工業者欄に社印、代表者印を押印してください。(完了届、委任状にも同じものを押印して下さい。)

※詳細については、別紙、「西宮市人生いきいき住宅改造助成事業(特別型)助成対象工事費内訳(見積)書について」を参照

□6. 平面図

改造前と改造後の見取図が必要になります。

住宅改造と介護保険住宅改修工事内容の一体的なもので構いません。

上記の内訳(見積)書の工事内容と平面図とが一致するように番号を振ってください。

□7. 写真

工事施工前(申請時)・施工後(工事完了時)の写真の撮影は、施工業者の方にお願いしています。

申請時に工事前写真を、工事完了後に工事完了写真を、それぞれ介護保険課又は生活支援課まで提出してください。工事箇所の全ての写真が必要となりますので、漏れの無いようにしてください。

内訳(見積)書・平面図・写真の場所が一致するよう番号を付してください。

⇒ 写真撮影例は【P. 25~33】を参照

※写真撮影時の注意点

- 写真の台紙がない場合は、市ホームページからダウンロードができます。
- 撮影した日付が写真内に明記されていること。
- 図面と照らし合わせて位置関係が明確なこと。
- ・有効開口幅確保のための扉の変更を行う場合、有効開口幅(建具を開放したときに実際に通過できる幅 員)にメジャーを当ててください。
- ・段差解消を行う場合には、床からの段差の高さがわかるようにメジャーを当て、段差の両側それぞれから 写真を撮影してください。
 - ⇒ 有効開口幅や段差解消についての詳細は【P. 14】を参照。

□8. 工事計画書

工事申請に関する意見書になります。ケアマネジャーもしくは地域包括支援センター職員の署名、捺印が必要です。

□9. 耐震診断報告書に関する念書

簡易耐震診断実施対象者のみ必要です。

□10. 簡易耐震診断に係る助成請求書

簡易耐震診断実施対象者のみ必要です。

□11. 住宅改造等の事前申請に関する承諾書

対象者が入院中の場合のみ必要です。

※原則、対象者が病院・施設等に入院・入所中は利用できません。

ただし、退院・退所日に合わせて工事を行う場合は、退院・退所日が決まっていることを条件に、工事承諾書の提出をもって申請の受理といたします。

4-(3) 助成金請求の際に必要な書類

- ※下記12~14の書類については、工事完了後の事務手続きを円滑に進めるため、申請時に提出をお願いしています。
- ※申請者(対象者)の印は、申請用紙と下記の支払書類一式全てに同じ印鑑を使用してください。

□12. 住宅改造等工事完了届

□13. 助成金請求書

□14. 助成金受領についての委任状

受領委任払い(助成金を申請者ではなく、施工業者に支払う)のための書類です。

住宅改造等 工事完了届	申請者 (対象者)	氏名・住所の署名、捺印
	施工業者	社判·角印(会社印)+ 代表者印(丸印)
助成金請求書	申請者 (対象者)	氏名·住所の署名、捺印
助队並調 水音 	施工業者	助成金振込先の口座情報
助成金受領に	申請者 (対象者)	氏名·住所の署名、捺印
ついての委任状	施工業者	社判·角印(会社印)+ 代表者印(丸印)

□15. 請求書

施工業者から施工主宛に発行された、請求書の写しを提出してください。

請求書には総工費の内訳として、市所定の見積書上の工事総額(申請工事合計額)と、それ以外の工事総額(申請外工事合計額)、介護保険の住宅改修給付額、住宅改造助成額、対象者の自己負担額を記載してください。

□16. 工事後の写真

工事完了写真を、介護保険課(高齢)又は生活支援課(障害)まで提出してください。

□17. 工事請負契約書の写し

施工主と施工業者との間に結ばれる当該住宅改修・改造工事に関する契約書の写しを提出してください。 発注書と受注書という形でも構いません。

施工主と施工業者の両者の印(申請書と同じ印鑑)があるものを提出してください。

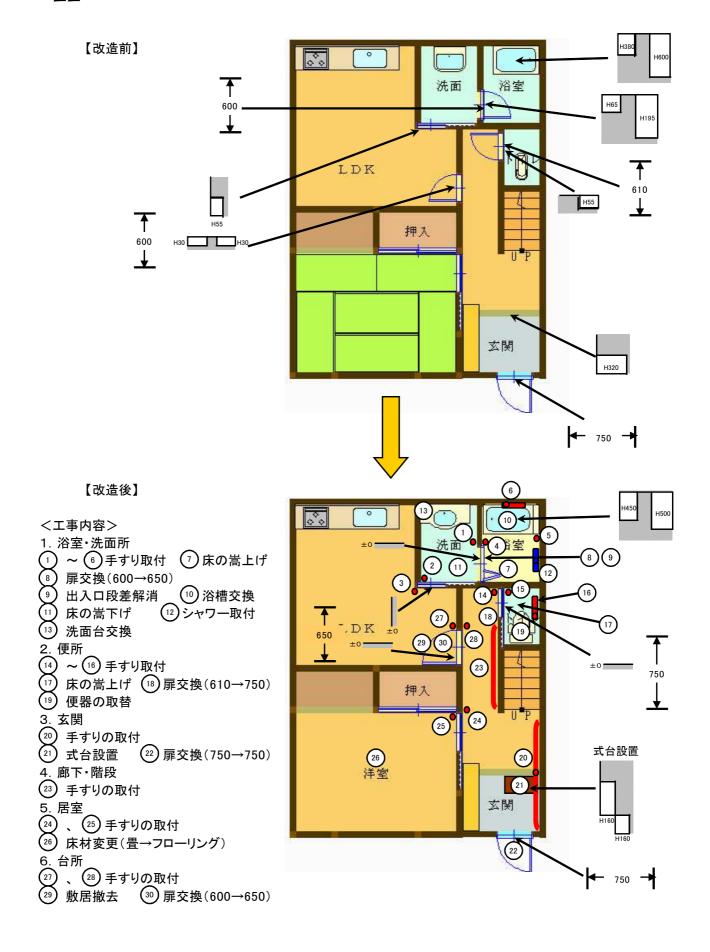
- ※ 施工主=対象者(被保険者本人)である必要があります。
- ※ 助成対象工事費≦契約金額
- ※ 契約日=工事着工とみなしますので、必ず決定年月日以降で契約を締結してください。

原本は、両者で保管してください。

◆申請時は以下の書類を整えたうえ、提出してください。

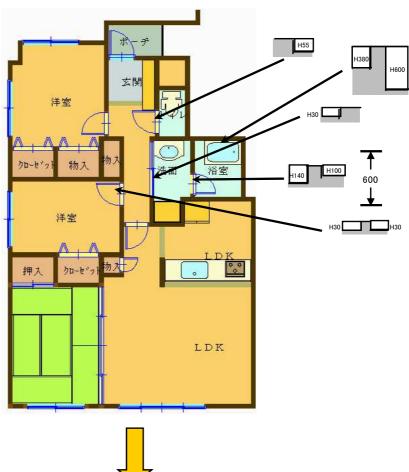
- 4. 所有者の工事承諾書(持家の場合は除く。)
- 5. 内訳(見積)書(西宮市の書式のもの)
- 6. 平面図(現状図、計画図)
- 7. 写真
- 8. 工事計画書
- 12. 住宅改造等工事完了届
- 13. 助成金請求書
- 14. 助成金受領についての委任状
 - ※申請書は現場調査時に市職員がお預かりします。
 - ※その他、必要に応じて別途書類の提出をお願いすることがありますのでご了承ください。
 - ※生活支援課支援第1・2・3・4チーム(身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている者・児がいる 世帯)の申請の際は、「8. 工事計画書」は市で作成します。
 - ※担当窓口は介護保険課(高齢)又は生活支援課(障害)となります。

<図面>



〇図面(平面図)作成例2

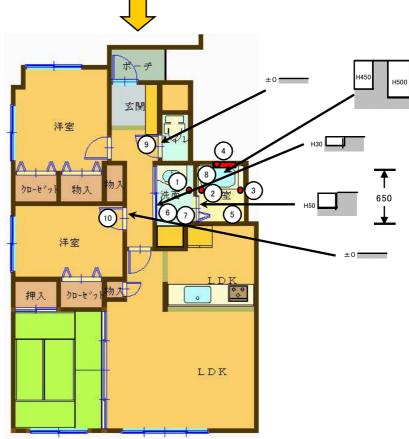
【改造前】



【改造後】

<工事内容>

- 1. 浴室・洗面所 ① ~ ④ 手すり取付
- ⑤ 床の嵩上げ
- 6 出入口段差解消
- ⑦ 扉交換(600→650)
- 8 浴槽交換
- 2. 便所 9 床の嵩上げ
- 5. 居室
- ⑩ 敷居撤去



対象者氏	氏名								写真 番号	
改修箇所	□浴雪	室∙洗面所	┗ 便所	┙玄関	┛廊下·階段	┙居室	┙台所	↓ その他		
76 M2 14 Du	□手?	すり取付け	₩ 段差の	の解消	┗ 床材変更	፟↓扉の耳	反替え	፟፟↓便器の耳	攻替	
改修種別	山付	帯工事	↓ その他	也						





対象者氏	名								写真 番号	
改修箇所	□浴雪	室∙洗面所	┗ 便所	┙玄関	┛ 廊下·階段	┗ 居室	┙台所	↓ その他	•	
改修種別	■手3	すり取付け	₩ 段差の	の解消	┗ 床材変更	┛扉の耳	文替え	፟፟↓便器の耳	反替	
	山付持	带工事	□ その他	也						



改修後	完了年月日:	年	月	日

対象者氏名									写真 番号	
改修箇所	□浴雪	室∙洗面所	┛便所	┗ 玄関	┛廊下·階段	┗ 居室	┙台所	↓ その他	•	
改修種別	□ 手 ?	すり取付け	₩ 段差(の解消	┗ 床材変更	፟፟↓扉の耳	反替え	፟፟↓便器の耳	攻替	
	山付持	帯工事	□ その作	也						



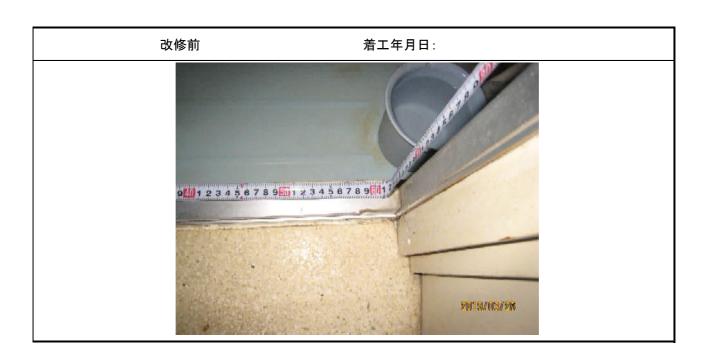
改修後	完了年月日:	年	月	日

対象者氏名									写真 番号	1
改修箇所	□浴雪	室∙洗面所	□便所	□玄関	□廊下・階段	□居室	□台所	□その他		
改修種別	□手?	すり取付け	□ 段差の	の解消	□床材変更	፟星扉の耳	立替え	□便器の耳	攻替	
	□付持	带工事	□その他	<u>t</u>						



改修後	完了年月日:	

対象者氏名									写真 番号	2
改修箇所	□浴室	•洗面所	□便所	□玄関	□廊下・階段	□居室	□台所	□その他		
改修種別	□手す	り取付け	□ 段差の	の解消	□床材変更	፟星扉の耳	対替え	□便器の耳	反替	
	□付帯	工事	□その他	<u>t</u>						



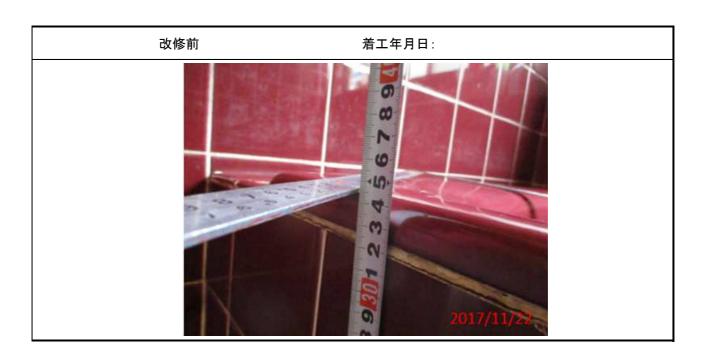
改修後	完了年月日:

対象者氏名									写真 番号	1
改修箇所	☑浴፯	室∙洗面所	□便所	□玄関	□廊下・階段	□居室	□台所	□その他		
改修種別	□手?	すり取付け	☑ 段差の	の解消	□床材変更	□扉の耳	対替え	□便器の耳	攻替	
	□付持	帯工事	□その他	<u>t</u>						



改修後	完了年月日:	

対象者氏名									写真 番号	2
改修箇所	☑浴室	室∙洗面所	□便所	□玄関	□廊下・階段	□居室	□台所	□その他		
改修種別	□手?	すり取付け	☑ 段差の	の解消	□床材変更	□扉の耳	反替え	□便器の耳	反替	
	□付持	带工事	□その他	也						



改修後	完了年月日:

対象者氏名									写真 番号	3
改修箇所	☑浴≌	室∙洗面所	□便所	□玄関	□廊下・階段	□居室	□台所	□その他		
改修種別	□手?	すり取付け	☑ 段差の	の解消	□床材変更	□扉の耳	攻替え	□便器の耳	攻替	
	□付持	帯工事	□その他	也						



改修後	完了年月日:	

対象者氏	6名								写真 番号	4
改修箇所	☑浴≌	室∙洗面所	□便所	□玄関	□廊下・階段	□居室	□台所	□その他		
改修種別	□手?	すり取付け	☑ 段差の解消		□床材変更	□扉の取替え		□便器の取替		
以修性加	□付持	带工事	□その他	<u>t</u>						



改修後	完了年月日: